

船舶事故等調査報告書

平成24年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第63号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年6月10日（日） 07時10分ごろ
発生場所	兵庫県東播磨港南東方沖 兵庫県播磨町所在の東播磨港別府東防波堤灯台から真方位158° 4,900m付近 （概位 北緯34°39.4′ 東経134°51.4′）
事故等調査の経過	平成24年6月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 西村丸、1.2トン HG3-26799（漁船登録番号）、個人所有 B モーターボート やあやあ神戸、5トン未満（長さ5.93m） 260-32169兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B 左舷中央舷縁部に亀裂及び左舷外板に擦過傷
事故等の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、漁場を移動するために約5～6ノットの対地速力で南東進から反転して北西進中、平成24年6月10日07時10分ごろ、東播磨港南東方沖において、A船の船首部とB船の左舷中央部とが衝突した。 船長Aは、南東進から北西進へ反転した際、自船の航走波と反転したことによる傾斜で操縦盤上の物が落下するのを止めようとして船首方を見ておらず、衝突直前に船長Bの声に気付き、機関を中立としたが、A船とB船が衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人1人を乗せ、船首を北西に向けて釣りをしながら漂泊中、船長Bが、衝突の約10秒前、接近するA船に気付き、A船に向かって大声で注意喚起を行ったが、B船とA船とが衝突した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2 海象：潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	船長Aは、南東進を開始する際、周囲を見回したが、漂泊しているB船に気付かなかった。 A船の乗組員は、船尾甲板上でたこ釣り漁の準備作業を行っていた

	た。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B なし A なし、B なし A なし、B なし A 船は、東播磨港南東方沖を南東進から反転して北西進中、船長Aが、前路に他船はいないものと思い、また、南東進から北西進へ反転した際、自船の航走波と反転したことによる傾斜で操縦盤上の物が落下するのを止めようとして見張りを行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、東播磨港南東方沖において釣りをして漂流中、船長Bが、衝突の約10秒前に接近するA船に気付き、発声して注意を喚起したものの、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、東播磨港南東方沖において、A船が南東進から反転して北西進中、B船が漂流中、船長Aが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 変針の際は変針する方向を十分に確認すること。